

4 環境先進県をめざして

三重県では環境先進県をめざして、環境への負荷が少ない循環型社会づくり、自然と共にある環境づくりなどの環境施策を推進しており、施策の推進に当たっては、「協働・連携」と「情報公開・情報発信」を実施手法の軸として進めています。

I 県民と共にある環境創造を進める三重県庁の率先実行取組

三重県では、環境負荷低減に取り組む県民や企業の皆さんから、「環境先進県づくり」を進めるための信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県庁自らがまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

(1) 行政機関としての環境マネジメントをリードする ISO14001 の取組

- 平成12(2000)年2月に認証取得した三重県庁のISO14001では、オフィス活動のみではなく、イベントや公共工事、環境基本計画を含む全ての事務・事業活動での環境配慮を進行管理しています。
- 平成13(2001)年3月には、認証範囲を全ての地域機関に拡大しました。これは、まだ全国的にも事例の少ない取組です。
- 平成12(2000)年度の取組の結果、平成10(1998)年度に比較して炭素換算で約643トンの二酸化炭素を削減しました。経費節減効果は約6億1千万円でした。
- 全てのオフィスでゴミ箱を撤去するなど廃棄物の減量と分別を徹底した結果、平成12(2000)年度においては、全県庁でのリサイクル率が69%となりました。なお、本庁でのリサイクル率は86%です。
- 平成13(2001)年度には、全国ではじめての警察本部の認証取得を始め、試験研究機関、医療機関、県立大学及び県立高等学校においてモデル認証取得を進めており、全国に誇れるISO14001システムの構築を進めています。

(2) 先進的な取組を進める三重県庁のグリーン購入

- 平成11(1999)年7月から物品の購入に際しては、本当に必要かを考え直すところからスタートする「みえ・グリーン購入指針」を策定し、グリーン購入に取り組んでいます。
- 平成12(2000)年度には、日常的に購入する消耗

品(単価契約物品)215品目のうち、205品目(95%)が環境配慮型商品になっています。

- 公用車の購入にあたっては、「三重県低公害車等技術指針」を策定し、低公害車の購入に努めています。
- 県庁の各機関を結んだ情報ネットワークとリサイクルセンターを利用したリサイクルシステムを構築し、各部所で不要になった物品の情報交換と有効利用を図っています。
- これらの取組が評価され、平成12(2000)年5月にはグリーン購入ネットワークの「第3回グリーン購入大賞」を受賞しました。
- 平成13(2001)年10月1日には、役務や公共工事部門も含めた「みえ・グリーン購入基本方針」を新たに策定しました。

(3) 28℃の適正冷房を推進する「夏のエコスタイル」

- 地球温暖化防止を図るため、夏の一定期間において、冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「夏のエコスタイル」に、平成11(1999)年度から関西広域連携協議会の加盟団体とともに取り組んでいます。
- 県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏のエコスタイルが徹底され、一つのライフスタイルの転換が起っています。
- 平成12(2000)年度から、県内の他の団体にも呼びかけ、平成13(2001)年度は、県内の58市町村(8割)と210の事業所や団体が取り組みました。

(4) 計画段階から環境配慮された公共事業を推進するための「環境調整システム」

- 三重県が実施する一定規模以上の開発事業については、平成10(1998)年度から計画の策定段階において、全庁的な環境配慮の調整を行っています。
- 平成12(2000)年度は、10件の開発事業について環境配慮の調整を行いました。この調整により貴重な動物を保全するために計画を変更するなどの実績をあげています。
- 平成13(2001)年度は環境配慮型の公共工事をさらに促進するため、対象事業の範囲の拡大や工事実施段階の環境配慮のあり方について見直しを行い「三重県環境調整システム推進要綱」を改正し10月1日から施行しました。

- (5) **年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動**
- 勤務する職場の周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりの第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通して自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。
 - 平成12(2000)年度は、県庁全体で7,400人の職員がこの行動に参加しました。
 - 平成13(2001)年度は、庁舎周辺にある他の企業や団体などとの協力体制も出来つつあります。

II 環境と経済を同軸に捉えた環境創造

大量生産に始まり大量廃棄にいたる従来の社会を脱し、環境と経済を同軸に捉えた「最適生産・最適消費・廃棄物ゼロ」型の社会を構築するための施策を展開しています。

(1) 全国第1位のISO14001認証取得率をめざした認証取得支援

- 自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、中小企業や市町村等にISO14001の認証取得の支援を行っています。平成12(2000)年度末には10,000事業所当たりの都道府県別認証取得率で全国第2位にあり、平成13(2001)年度末に第1位になることを目標に取り組んでいます。
- 特に、日常の市民活動と直接的なつながりの強い市町村の認証取得は、環境先進県づくりを進めるうえで意義が大きいと、認証取得市町村数でも全国第1位になることをめざして取り組んでいます。
(平成14(2002)年度末認証取得見込み市町村数：55)

(2) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化

- 環境問題について業種の枠を越えた企業間連携、企業と行政の連携を進めるため、平成12(2000)年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」を設立しました。(平成13(2001)年9月末現在で164社加盟)
- 産業廃棄物税を財源とし、産業廃棄物にかかる情報交換を行うためのネットワークシステムについて平成13(2001)年11月から試験運用を開始しています。
- 企業間連携により産業廃棄物を再資源化するシステムを構築するため、蛍光灯のリサイクル共同処理、廃プラスチック、食品廃棄物、紙類等

の再資源化について、企業環境ネットワーク・みえの会員を中心に検討しています。

(3) 全国初の産業廃棄物の自主情報公開システム

- 年間1,000トン以上の産業廃棄物を排出する事業者や処理業者が、処理計画の内容や取り扱う産業廃棄物の情報等を自主的に公開し、誰もが閲覧できる全国で初めてのシステムを構築し、平成11(1999)年度から導入しています。
- 環境技術専門員(民間企業等の実践経験者)による企業の産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術に関する支援を行っています。
- 平成13(2001)年3月末現在で、製造業137、建設業64、産業廃棄物処理業35の計236の事業者が自主情報公開を行っており、対象事業者の94%となっています。

(4) 全国初の産業廃棄物税の創設

- 産業廃棄物の最終処分場における残容量の逼迫などの状況を踏まえ、従来の枠を越えた積極的な産業廃棄物行政を展開する財源を確保するため、平成13(2001)年6月、全国初の「産業廃棄物税条例」を制定し、9月に総務大臣の合意を得ました。(都道府県レベルでは全国初の法定外目的税で、平成14(2002)年4月1日施行を予定)
- 産業廃棄物税を財源として、「環境の21世紀に通じる産業活動への支援」や「産業廃棄物による新たな環境負荷への対策」を実施することにより、企業活動がより活力あるものとなり、今後長期にわたり円滑な事業活動ができるとともに、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等の推進が期待されます。

(5) 全国初の「リサイクル製品利用推進条例」の制定

- リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13(2001)年3月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定しました。(平成13(2001)年10月から施行)
- 条例では、県内で発生する再生資源または再生部品を用い、県内で生産または加工され、その工場等では環境の保全に関する措置が講じられていることがリサイクル製品として認定する条件となっています。
- さらに、県に対しては、認定製品の率先購入、利用状況の公表、市町村への技術的助言や情報

提供を義務づけています。

- 県はこうした製品について県民や事業者に対しても利用を呼びかけていきます。

Ⅲ 身近なことから始める勇気と根気の環境創造

(1) 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

① 地球温暖化防止を考える県民運動

- 7月1日から9月23日までの約3ヶ月間、オフィス等の適正冷房（28℃）の徹底による省エネルギーを推進するため、「夏のエコスタイルキャンペーン」を実施しています。
- このキャンペーンと連携して各家庭の電気使用量の前年比6%節減をめざす「夏のエコポイント事業」を県内各地で展開しています。（エコスタイルキャンペーン参加団体 305団体（うち市町村55））

② 豊かな森林と水を考える県民運動

- 参加者が楽しみながら里山保全活動や自然観察などを通して、自然環境について学び、清掃活動などを行う「身近な自然を体験する県民デー」を展開しています。
- 公共用水域への負荷低減を身近なライフスタイルの転換から始めるため、無洗米の普及に取り組んでいます。

(2) 地域で活躍する環境NPO等への支援

- 個人やNPOの自主的な環境保全活動の輪が地域に広がることを目的として、全国初の基金「21世紀環境創造活動支援基金」（3億円）を設置し、活動を支援しています。

〔助成件数 平成12(2000)年度：127件〕
〔平成13(2001)年度：99件〕

- 「緑を植えよう、育てよう」を合言葉として緑化活動を展開している「緑のNPO」に対して技術支援、活動場所の提供を通じ、活動をサポートしています。（平成12(2000)年度末で78団体）

(3) 県内最大規模のエコイベント「環境フェア」の開催

- 環境の世紀といわれる21世紀の初年にあたり環境県民運動をバージョンアップするため、「21世紀のチャレンジャー循環型社会の創造を目指して」をテーマに「MIE・みんなで創る環境フェア2001」を開催しました。（平成13(2001)年度環境フェア
来場者数：63,000人 出展団体：240団体）

(4) 三重県自然環境保全条例の改正

- 私たちの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルや開発行為により、自然環境への負荷の増大、森林や里山、藻場・干潟、自然海岸の減少、ササユリなど身近な種を含む野生動植物の絶滅の危惧等の問題が生じ、このような社会から人と自然との共生が可能な社会へと転換することが求められています。

このため、三重県自然環境保全条例を全面的に見直し、原生的自然をはじめとするすぐれた自然環境の保全に止まらず、身近な自然環境の保全、野生生物の保護、生態系の多様性の確保等の課題に関わる新たな条例の制定に着手しました。

Ⅳ みえ発・地球環境に貢献する環境創造

(1) 全国に先駆けた環境政策を取り入れた「三重県生活環境の保全に関する条例」

平成13(2001)年3月に制定した条例の規定のうち、先進的な項目は以下のとおりです。

- 一定規模以上の工場等の設置者に対して、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減に関する計画書の作成及び知事への提出を義務づけています。
- ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃プラスチック類の焼却を禁止し、簡易な焼却施設においても焼却をしないよう求めるとともに、特に公共の施設においては簡易な焼却施設の使用を禁止しています。
- 工場等の敷地の所有者又は管理者が有害化学物質による地下水の汚染を発見したときは、速やかに知事に届け出ることとしています。
- 放置自動車対策として、自動車の放置の禁止や所有者が判明しない放置自動車を廃物として認定し処分するための手続き等について定めています。
- 産業廃棄物の排出事業者に、その廃棄物の処理委託先の処分業者が適正に処分する能力を有するかどうかについて確認することを義務づけています。
- 県外で生じた産業廃棄物を県内で処分するために県内に搬入するときは、搬入する廃棄物の種類、量、処分方法などの届け出を義務づけています。
- 県内での適正な処理が困難な産業廃棄物を生じる工場等を設置するときは、処理計画に関する届け出を義務づけています。

(2) 市町村の廃棄物政策を大転換する広域処理システムの構築

① ごみを資源に変えるRDF化構想の推進

- ごみの持つ未利用エネルギーの活用と全国的な広域処理システムを構築するため、ごみ処理のRDF化を進めています。
- 三重県及び県企業庁では、市町村等で製造されたRDFの安定的受け皿として、環境対策に万全を期したRDF焼却発電施設の整備を進めています。

(2事業体(9市町村)稼働中、5事業体(17市町村)施設整備中)

② 廃棄物の無害安定化・減容化、資源化を進める廃棄物処理センター事業の推進

- 市町村等のごみ焼却施設で発生する焼却残さや産業廃棄物の広域的な処理体制を構築するため、廃棄物処理センター事業としてガス化溶融処理施設の整備を進めています。
- この施設の稼働により、県全体のダイオキシン類の発生総量を大幅に削減し、廃棄物の減容化を図ります。
- 処理に伴い発生するスラグについても、土木資材などに有効活用していくこととしています。(廃棄物処理センターへは県内69市町村のうち40市町村が参画)

(3) 不法投棄を断固許さない全国一の産業廃棄物の監視体制

- 現下の厳しい産業廃棄物情勢を考慮し、不法投棄等不適正事案を徹底的に未然防止するため、平成13(2001)年7月1日から監視班を10班20名(県職員10名、警察官10名)と倍増強化しました。
- 現職警察官10名の配置は全国で一番多く、県行政と警察が一体となった監視指導を行うとともに、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案等に対する積極的な告発を行います。

(4) 全国をリードする森林環境創造事業

- 県と市町村は森林GIS(地理情報システム)を活用し、地域の森林所有者・住民などと協働のう え、県内の森林を環境林(公益的機能を重視する森林)と生産林(持続的生産を重視する森林)にゾーニングし、それぞれの機能に応じた整備を進めることとしました。
- 環境林においては、森林を次世代を含む県民共有の財産(公共財)として位置付け、その公益的

機能を高度に発揮させる新たな森林管理を県単公共事業として平成13(2001)年度から開始しました。

- この森林環境創造事業は、市町村・森林組合等と連携して、全額公費(県8割、市町村2割)負担で広葉樹や針葉樹が混交する多様な森林づくりを行うとともに、継続的な森林作業員雇用による山村の活性化に寄与し、効果的な県土利用にも貢献します。
- 森林環境創造事業の理念や手法を中心に、平成13(2001)年9月14日に「緑の雇用事業で地方版セーフティネットを」として全国30道府県の連署で、国へ新しい事業の創設を提言しました。

(5) きめ細かなダイオキシン類、環境ホルモンに関する継続的監視と公表

- ダイオキシン類については県内全域における環境の汚染状況を把握する必要があることから、「三重県生活環境の保全に関する条例」で環境調査を県の責務として規定しています。
- 平成12(2000)年度は、大気や河川、水生生物など延べ415件の検体のダイオキシン類の調査を行いました。これは、全国的にもトップレベルの詳細な調査となっています。
- 環境ホルモンについても、大気、河川、海域について調査を行っており、特に大気中の汚染濃度測定結果は、全国にも例のない貴重なデータが蓄積されています。

(ダイオキシン類環境基準達成率94%)

(6) 全国に発信・公開する三重の環境情報

協働・連携の実現には情報公開・情報発信が最重要であるとの考えのもと、三重の環境が何でもわかるホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp>)を毎日更新(全国初)し、月34万ページビュー(平成13(2001)年10月実績)のアクセスがあります。

- 県の取組はもちろん、県民、企業等の活動報告は情報提供があれば即日情報を発信しています。
- 三重の環境に関連する条例・規則・計画、審議会委員・職員名簿等すべて公開しています。
- 大気環境は「リアルタイム」で常時監視データを公開し、情報を共有しています。
- 質問、意見などへの回答をすべてホームページ上で公開し、双方向の対話を実現しました。
- 知事が講演会・雑誌寄稿などで語る「環境への考え方や取組」をすべて掲載しています。